

## 八幡浜くらし応援マイナ商品券 取扱店募集要項

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、物価高騰等が市民生活に大きな影響を及ぼす中、消費の下支えを通じた生活者支援及び地域商業の進行を図るとともに、マイナンバーカードの普及を推進するため、『**八幡浜くらし応援マイナ商品券（以下「商品券」という。）**』という名称で商品券を発行します。

### 2 商品券の概要

- (1) 商品券の額面は、1冊10,000円分（500円券×20枚）です。なお、商品券は、次の通りの2種類となります。
  - ① 共通券（市内すべての取扱店で使える商品券）×10枚
  - ② 地域応援券（大型店舗のスーパー、ドラッグストア、ホームセンターを除く市内取扱店で使える商品券）×10枚
- (2) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行います。

なお、今回の商品券は2種類発行し、それぞれの使用期間は下記のとおりです。

  - ① 前期分 令和4年12月19日（月）～令和5年2月28日（火）
  - ② 後期分 令和5年3月1日（水）～令和5年6月30日（金）

※ 前期分、後期分の商品券の概要については、別添の事業概要および前期分・後期分の期間設定について、を参照願います。
- (3) つり銭額は出さないものとします。
- (4) 有効期限後の商品券の使用はできません。
- (5) 商品券の利用対象外となる取引は以下のものとします。
  - ① 不動産に関する支払、金融商品
  - ② たばこ
  - ③ 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
  - ④ 国税又は地方税等の公租公課及び国又は地方公共団体に対して支払う使用料等
  - ⑤ 上記に掲げるもののほか、商品券の利用対象として適当でないと認めたもの

### 3 応募資格・条件（八幡浜市スーパープレミアム付商品券（第3弾）と同様）

市内に店舗を有し事業を営む事業者

ただし、限定券については、大型店舗のスーパー、ドラッグストア、ホームセンターを除く事業者が対象となります。

※ 大型店舗のスーパー、ドラッグストア、ホームセンターには、店内に店舗を置くテナント事業者も含まれます。

## 4 申込

事前に市の取扱店登録認定を受ける必要があります。下記の方法により登録のお申し込みを行ってください。

※ スーパープレミアム付商品券（第3弾）で登録済みの事業者も再度申請が必要です。

① 市ホームページの申込フォームから申し込み

② 登録申請書を市役所商工観光課に提出（FAX可）

（登録申請書は市HPのほか、八幡浜商工会議所、保内町商工会、市役所商工観光課にあります。）

※ 登録認定後、「取扱店運営マニュアル」、「取扱店登録証明書」、「換金請求書」、「取扱店ステッカー（前期分）」、「案内チラシ（前期分）」、「商品券見本（前期分）」を送付します。

※ 「取扱店ステッカー（後期分）」、「案内チラシ（後期分）」、「商品券見本（後期分）」は、令和5年2月中旬に送付します。

## 5 申込期間

令和4年11月21日（月）～ ※随時、受け付けています。

※ 令和4年12月5日（月）までに申し込みいただいた分は、前期分の商品券発送時に同封する取扱店一覧に掲載します（予定）。

※ 令和4年12月9日（金）までに申し込みいただいた分は、12月19日（月）の新聞折込するチラシに掲載します（予定）。

## 6 商品券の換金方法

①換金請求書、②使用済みの商品券、③取扱店登録証明書を揃えて、八幡浜商工会議所、保内町商工会にて換金申請をお申し出ください。

後日、市から取扱店指定口座に換金額をお振込みします。

（換金受付期間）

① 前期分 令和4年12月19日（月）～令和5年3月10日（金）

② 後期分 令和5年3月1日（水）～令和5年7月31日（月）

※ 12月29日～1月3日の期間は換金申請ができませんので、ご注意ください。

※ 換金期限が重複する令和5年3月1日～10日の間は、前期分と後期分を分けて請求して下さい。

※ 期限をすぎると換金請求の受付はできませんので、ご注意願います。

## 7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。

- (2) 市が配布する取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。
- (5) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (7) 市は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとします。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。